

2014年12月5日 福井地裁に仮処分の申請をしました

2011年の3月11日の原発大事故からもう3年と10ヶ月が経ちます。社会ではもう何もなかったかのような以前の生活に戻ったような感覚にとらわれます。

絶対壊れてはいけないものであったはずの原子力発電は、自然災害に耐えられないことがはっきりとしました。原発事故の大きな原因を作ってきた原子力を推進してきた機関は、福島を経験を生かせないまま、再稼働に進もうとしています。この福井若狭で事故を起こせば、福井どころか、関西一円住むことさえできなくなるのは目に見えています。

そして、私たちが直面している重大な、緊急な課題は、今と次世代の命を「被爆から守る」ことです。原発は壊れる前に止めてしまわなければ生存が脅かされるのです。原発を1基でも完全に止めて、この国のエネルギー政策を変えれば、被爆に対する取り組みも違ってくと確信しています。福島で何度も被害者たちに触れ合ってきた私たちは、幾度となく、悲しい涙、悔しい涙を流してきました。なぜ、電気を作って利益を得ている電力会社の為に、こんな苦しい目に遭わなければならないのか不思議でなりません。

その中で私たちは、大飯原発は止めてくださいと福井地裁へ提訴いたしました。その裁判は、皆様ご存知のとおり、5月21日、私たちにとっては、「バイブル」と思える判決を勝ち取りました。それにも関わらず、政治家や行政、事業者は何のためらいもなく、再稼働を推し進めようとしています。関西電力は、法の裁きに耳を傾けることもなく、即時控訴をしました。日本海側の原発が事故を起こしたら、近畿・中部・中四国など国土の大きな部分を風下におくことになり、この日本列島を死の島にするリスクさえ犯すことになります。

先日、大津地裁では、危険性を認めたにも関わらず、その危険であることで、規制庁は稼働を認可することがないでしょうという不思議な「決定」がなされました。このままでは、福井地裁で勝ち取った判決にもかかわらず、規制委員会のゴーサインで、すぐにでも再稼働されてしまう、との思いからもう一度、福井の地裁へ差止仮処分申し立ていたしました。申立人は9人ですが、退路をたって取り組む決意です。

裁判はとても費用のかかる行為ですが、真剣で取り組んでくださる強力な弁護団が結成されました。弁護団11名はすでに400ページを超える書面を提出し、段ボール箱3箱分の資料を準備し、水も漏らさぬ態勢で臨んでいます。しかし現状では、弁護士の東京や山梨からの交通費も印刷代もすべて個人負担で賄われています。この裁判を支援、支えてください。どうか、カンパで弁護活動を支えてくださいますようお願いいたします。

会の名称：「大飯・高浜原発仮処分福井支援の会」

代表 今大地晴美 副代表 水戸喜代子

事務局住所：〒910-0315 福井県坂井市丸岡町小黑29-1-1 TEL090-2037-9322(松田正)

Mail:dada-m@fol.hi-ho.ne.jp

- サポーターになってください。(MLで会計報告と、進行状況をお知らせします)
一口2,000円、1口以上のご協力をお願いします。

住所、氏名、アドレス、をご記入の上送金下さい。

送金先 郵便貯金口座 大飯・高浜仮処分福井支援の会
記号 13390
番号 2628181